

令和2年度年報

青年国際交流事業と 事業参加者の事後活動

International Youth Exchange FY2020



一般財団法人青少年国際交流推進センター

目次

令和2年度版年報の刊行に当たって

1. 一般財団法人青少年国際交流推進センターの概要
2. 一般財団法人青少年国際交流推進センター定款
3. 一般財団法人青少年国際交流推進センターの組織等に関する規則
4. 令和2年度事業の概況
5. 令和2年度活動奨励金交付の実績と活動報告

令和 2 年度年報の刊行に当たって

一般財団法人青少年国際交流推進センター理事長
駒形 健一

当推進センターは、平成 6 年 4 月 21 日に設立以来四半世紀、内閣府の青年国際交流事業への実施協力を始めとする青少年国際交流事業の推進等を通じて、各分野においてリーダーシップを発揮できる国際性豊かな青少年の育成と内外の人的ネットワークの形成を推進してきました。各事業の実施に当たっては、ファシリテーターを活用したディスカッションの運営などプログラムの質の向上に取り組み、事業の企画や実施面でのアドバイザー役を担ってきたと自負しています。また、内閣府青年国際交流事業の既参加者を中心としたボランティア社会活動団体である日本青年国際交流機構（略称 IYEO）との緊密な連携の下に、参加者の事業終了後の社会活動（いわゆる事後活動）も継続して支援を行い人材育成に努めることで、異文化理解力と豊富なネットワークで地域や国際社会に貢献できる青年リーダーの育成に大きな成果を挙げてきたと確信しています。

世界中に広がった新型コロナウイルスの影響で、昨年度の内閣府の青年国際交流事業は全てオンラインとなりましたが、地理的にはもとより、国によっては時間的にも大きな距離（時差）のある者同士が、テレビ画面より小さな 2 次元空間でディスカッションや交流をするプログラムを、いわば遠隔操作で運営するという初めての経験でしたが、事業経験者の助けも借りて最後までやりきり、事業を成功に導き当初の目的を達成することができました。オンラインならではの貴重な経験は、当推進センターの財産として今後の様々な事業に生かしていけるのではないかと考えています。また、オンラインでは得られない対面での交流の価値を再認識、再評価する良い機会になったのではないかと感じています。

当センターの自主事業として例年実施してきたタイ、ウズベキスタンの「スタディーツアー」は残念ながら延期となり、在日外国青年を小学校に派遣し国際理解や異文化理解の促進を目的とする「国際理解教育支援プログラム」は、計画をしながらも実施見合せとなりました。内外の状況が改善しこれらの自主事業が一日も早く実施できるようになることを願っています。

人材育成は息の長い作業で必ずしもすぐに目に見える成果が現れるものではありませんが、東京オリンピックの開会式でフィールドに表されたメッセージ「TOGETHER」のように、今後も、交流事業の価値を理解し支援してくださる皆さんと一緒に、社会課題を解決しながらより良い未来を築いていく次世代リーダーを一人でも多く育成していくという「未来への投資」に引き続き情熱を傾け力を尽くしていく決意ですのでよろしくお願いたします。この年報を通じ、当センターの役割と実績を広く関係者の皆様に御理解いただければ幸いです。

1. 一般財団法人青少年国際交流推進センターの概要

一般財団の設立

1 設立の趣旨

近年、変化の激しい時代において、当センターは、青少年国際交流事業の実施、青少年国際交流に関する啓発、情報提供、支援等を通じて、社会の各分野において国際化時代にふさわしい指導性を発揮し得る青少年を養成するとともに、これらの青少年による人的なネットワークを形成することにより、青年の国際交流を一層推進することを目的として平成 6 年 4 月 21 日に設立されました。そして、平成 25 年 4 月 1 日に一般財団法人に移行しました。

2 日本青年国際交流機構との関係

- (1) 昭和 34 年度から始まった内閣府（総理府／総務庁）の青年国際交流に参加した青年たち 1 万 2 千人が、国際交流事業で得た成果を踏まえつつ、国際理解を深め、国際親善に寄与し、広く社会に貢献することを目的として、自主的に組織している団体が日本青年国際交流機構（International Youth Exchange Organization of Japan 略称 IYEO）です。「青年海外派遣」事業の既参加青年組織として昭和 36 年に結成された「日本青年海外派遣青友会」と、「青年の船」事業の既参加青年組織として昭和 43 年に結成された「青年の船の会」（昭和 49 年度に開始された「東南アジア青年の船」事業参加者を含む。）の両組織が、活動基盤の確立を目指して、昭和 60 年に統合され、IYEO となりました。
- (2) IYEO は、法人化による組織の充実強化を目指し、平成 3 年、公益法人設立準備委員会を設け、本格的な取組を開始しました。平成 5 年から平成 6 年にかけて、ようやく法人設立の準備も整い、平成 6 年 3 月、財団法人の設立発起人会が開催され、前記の設立趣旨、寄附行為、役員予定者等を決定し、設立準備委員会を設けて手続きを進め、平成 6 年 4 月 21 日に財団法人青少年国際交流推進センターが設立されました。これに伴い、IYEO が行っていた公益事業は新法人に引き継がれ、IYEO は事後活動組織として存続することになりました。（平成 25 年 4 月 1 日に一般財団法人に移行）
- (3) IYEO の幹事等の役員及び各都道府県の IYEO の会長はセンターの推進委員として、密接な連携の下に、青少年国際交流の推進に努めています。

3 役員

理事

会長(理事)	上村 知昭	元理事長、元内閣広報官
理事長(代表理事)	駒形 健一	前沖縄振興開発金融公庫監事
副会長(理事)	川上 和久	前理事長、麗澤大学教授
副理事長(理事)	坂田 清一	元日本青年国際交流機構顧問
理事	大河原 友子	日本青年国際交流機構顧問
理事	木原 光資	東都交通株式会社代表取締役社長
理事	小口 彦太	江戸川大学学長
理事	林 幹雄	元沖縄振興開発金融公庫理事
理事	福下 雄二	元内閣府審議官
理事	三浦 博史	特定非営利活動法人日本マナー・プロトコル協会専務理事
理事	焼野 嘉津人	元日本青年国際交流機構参与

監事

監事	鈴木 輝雄	元内閣府大臣官房参事官(政府広報担当)
監事	吉岡 誠	日本青年国際交流機構監査役

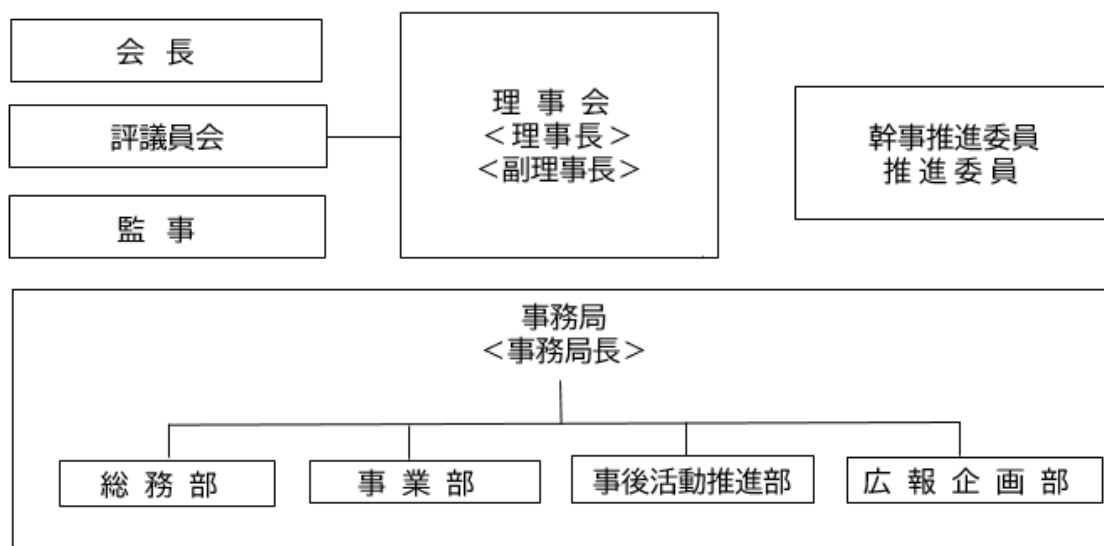
(全員非常勤、令和3年7月6日現在)

評議員

評議員	上杉 聖次	日本青年国際交流機構参与
評議員	川並 芳純	学校法人東京聖徳学園常務理事
評議員	高下 正晴	日本青年国際交流機構会長
評議員	國分 由佳	前東京都青年国際交流機構会長
評議員	坂本 和道	元内閣府審議官
評議員	竹尾 茂樹	明治学院大学国際学部教授
評議員	永久 寿夫	株式会社 PHP 研究所取締役・専務執行役員
評議員	石川 幸子	立命館大学国際関係学部教授
評議員	石川 牧子	元(株)日テレイベント常務取締役兼日テレ学院学院長
評議員	田口 和也	元公害等調整委員会事務局長
評議員	平山 眞元	総務省政策統括官

(全員非常勤、令和3年6月28日現在)

組織図



2. 一般財団法人青少年国際交流推進センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人青少年国際交流推進センター(以下「センター」という。)と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、青少年の国際交流の実施を通じて各分野において指導的な役割を果たしうる青少年を育成するとともに、これらの青少年による人的ネットワークの形成の促進、青少年国際交流に関する情報提供、青少年国際交流活動等による支援等の事業を行い、もって青少年の国際交流の推進を図り、国際化の進展する時代にふさわしい青少年の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 青少年国際交流事業の企画、実施及び協力
- (2) 青少年国際交流に関する啓発及び研修
- (3) 青少年国際交流に関する出版物の刊行
- (4) 青少年国際交流に関する情報収集及び調査研究
- (5) 青少年国際交流に関する支援、コンサルティング等
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 センターの基本財産は、センターの目的である事業を行うために不可欠な基本財産として理事会で定めた財産とする。

(基本財産等の資産の管理等)

第6条 センターの基本財産等の資産は、理事会の定める方法により善良な管理者の注意をもって理事長が管理する。

2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 センターは、剰余金の分配を行うことはできない。

(事業年度)

第7条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 センターの事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第9条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(長期借入金)

第10条 センターが資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 センターに評議員10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

- 2 定時評議員会は、年 1 回、事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会開催の目的である事項及び理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会開催日の 7 日前までに評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに評議員会開催の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員の設置)

第 24 条 センターに、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、必要に応じて副理事長を置くことができる。

(役員の選任)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前条第 2 項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 副理事長は、理事長を補佐する。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、事業年度ごとに、4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 30 条 役員に対して報酬等を支給することができる。

第 7 章 会長等

(会長等)

第 31 条 センターに、会長、副会長、顧問及び参与(以下「会長等」という。)を置くことができる。

- 2 会長等は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 会長等は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 会長及び副会長は、理事会に出席して意見を述べるができる。
- 5 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事長に助言する。
- 6 参与は、理事長が委嘱した特別の事項を処理する。

第 8 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、理事会の開催日の 7 日前までに、各理事及び監事に対して、理事会の日時及び場所並びに理事会開催の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しないことについて、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の理事への報告があったものとみなす。

2 前項の規定は、第 26 条第 3 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 理事長が理事会に出席できないときは、出席した理事及び監事全員が記名押印する。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 41 条 センターは、基本財産の滅失によるセンターの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 センターの公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 44 条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局長等重要職員は、理事長が理事会の決議に基づき任免する。

5 事務局の任務、組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付書類及び帳簿)

第 45 条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 評議員、理事、監事、会長、副会長、顧問、参与及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 定款に定める機関の議事に関する書類

(5) 事業計画書及び収支予算書

(6) 事業報告書、収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す帳簿及び証拠書類

(8) 監査報告

(9) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号の帳簿及び書類の保存期間等については、別に定めるところによる。

第 12 章 補 則

(委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開

始日とする。

3 センターの最初の代表理事は、上村 知昭とする。

4 センターの最初の評議員は、次に掲げる者とする。

五十嵐公利	井上 達夫
浦田 信行	大河原友子
大林 千一	小口 彦太
佐藤 恵一	竹尾 茂樹
田中南欧子	福下 雄二
三浦 博史	ラビンダー・マリク

附 則

1 第 12 条の変更は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 第 17 条の変更は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 第 24 条、第 25 条及び第 33 条の変更は、平成 29 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

1 第 31 条及び第 45 条の変更は、令和 3 年 7 月 6 日から施行する。

4. 令和 2 年度事業の概況

1. 青少年国際交流事業の企画、実施及び協力の概況

この年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、国をまたいだ活動は断念を余儀なくされ、対面を伴う事業も多くの制限を受けました。その状況下でも、オンラインを活用したセミナーを行うなど、新たな取り組みを進めました。

A. 国際理解教育支援プログラムの実施

内閣府青年国際交流事業既参加者等の在日外国青年及び内閣府青年国際交流事業に参加し、事後活動として国際理解教育に熱意を有する者を日本の学校等に派遣して、国際理解の推進に資することを目的として実施しています。

【第 1 回】2020 年 5 月～ 6 月 台東区立忍岡小学校

「忍岡小学校つなぐプロジェクト」に参加し、中国・エストニア・ウガンダ・タイから 4 名の外国人講師が、コロナ禍で自宅学習をする小学生に励ましのメッセージを送りました。

【第 2 回】2021 年 1 月 15 日 品川区立清水台小学校（緊急事態宣言で中止）

韓国・ウガンダ・チリの外国人講師 3 名を派遣し、講師の母国の文化、身近な食べ物や伝統的な遊びを紹介する授業を行う予定でしたが、緊急事態宣言のため、中止となりました。

B. 青少年国際交流スタディツアーの実施

国際交流活動に関心と意欲のある青少年を各国に派遣し、ホームステイによる交流、訪問国青年との交流や視察・調査等を通じ、青少年国際交流について理解を深めてもらうことを目的として実施しています。

令和 2 年 5 月 1 日～ 8 日に計画されていた「ウズベキスタン・スタディーツアー 2020」については、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、中止しました。

例年 3 月下旬に実施している「タイ王国・スタディーツアー」についても、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、今年度の実施は見送り、来年度以降の実施を検討しています。

C. 国際交流リーダー養成セミナーの実施

「第 13 回国際交流リーダー養成セミナー」を令和 2 年 2 月 29 日開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って延期、令和 2 年 10 月 17 日にオンラインで開催しました。

<概要>

テーマ：広報のプロフェッショナルが語る発災時のニーズ

～災害が起きたとき私たちは地域で暮らす人々や外国人にどう寄り添えるか～

主 催：一般財団法人青少年国際交流推進センター

協 力：日本青年国際交流機構（IYEO）

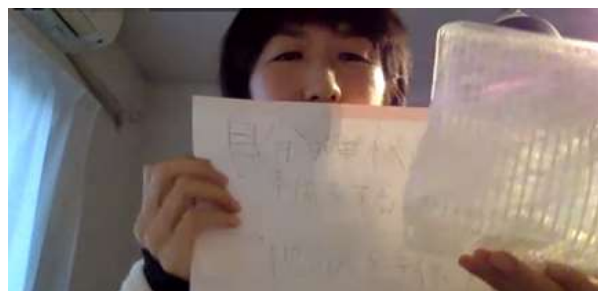
日 時：令和2年10月17日（土）

講 師：国立研究開発法人防災科学技術研究所 審議役 高島哲夫氏

参加者：13名

<内容>

災害について知る、備える、行動するための抑えるべき基本的知識を提供するとともに、広報監であった講師の立場から災害時のエピソードについて講演が行われました。リーダーとして活躍するために必要な視点である情報の集め方、判断の仕方、誰をどのように巻き込むべきか（必要な支援の立上げ、支援する人と支援を必要とする人の結び付け）などについても触れられました。参加者は自分が住む地域で暮らす人々やそこで生活している外国人のために何ができるのかについて考えました。グループディスカッションでは、参加者が属する現場等においてそれぞれ何ができるかを共有しました。



国際交流リーダー養成セミナーの様子

D. オンラインセミナーの実施

(1) イスラームを知るオンラインセミナー

多様な価値観を受入れ相互理解を促進するための一助として、イスラームを知るオンラインセミナーを全3回実施しました。

主 催：一般財団法人青少年国際交流推進センター

共 催：宗教法人日本ムスリム協会

協 力：日本青年国際交流機構（IYEO）

【第1回】令和2年11月1日（日）

イスラーム教を学ぼう！＜入門編＞

～日本人から見たイスラーム教のあれこれをわかりやすくお話しします～

ゲストスピーカー：宗教法人日本ムスリム協会理事・事務局長 遠藤利夫氏

参加者：53名

【第2回】令和2年12月20日（日）

イスラームを知ろう！

～日本人ムスリムの生活をのぞいてみよう～

ゲストスピーカー：宗教法人日本ムスリム協会理事・事務局長 遠藤利夫氏

水野リサ氏（第38回「東南アジア青年の船」事業参加青年）

参加者：38名

【第3回】令和3年3月28日（日）

イスラームを知ろう！

ハラールフードってなに？ ～専門家に聞くムスリムの食事とおもてなし～

ゲストスピーカー：宗教法人日本ムスリム協会理事・事務局長 遠藤利夫氏

参加者：22名



第2回「イスラームを知ろう！～日本人ムスリムの生活をのぞいてみよう～」の様子

(2) ローカルアンバサダーシリーズ

様々な地域の取組や大切にしていることを学び、その魅力を感じることで地方のファンを増やし、日本をどんどん元気にしていくという気持ちに共感し活動していくための人材育成の一助として、ローカルアンバサダーシリーズを企画、オンラインセミナーを全2回実施しました。

主 催：一般財団法人青少年国際交流推進センター

協 力：日本青年国際交流機構（IYEO）

【第1回】令和3年1月16日（土）・1月17日（日）

海と森に親しもう！復興のプロセスから自然と人間の共生のありかたを考える

講演・交流：宮城県南三陸町

講師（16日）：一般社団法人南三陸研修センター代表理事・前南三陸副町長 遠藤健治氏
たみこの海パック代表 阿部民子氏

講師（17日）：一般社団法人南三陸研修センター理事 阿部忠義氏
一般社団法人南三陸 YES 工房代表 大森丈広氏

参加者：7名



第1回「海と森に親しもう！復興のプロセスから自然と人間の共生のありかたを考える」の様子

【第2回】令和3年2月7日（日）・13日（土）

北海道胆振東部地震から学ぶ レジリエントな地域づくり

講師（7日）：ローカルデザイン・プロデューサー 田中克幸氏
（公財）札幌国際プラザ 大高紡希氏

講師（13日）：株式会社たのしい 堀田祐美子氏
帯広カムイトウウポポ保存会・札幌ウポポ保存会所属
アイヌ民族文化財団アドバイザー 川上恵氏

参加者：8名



第2回「北海道胆振東部地震から学ぶ レジリエントな地域づくり」の様子

E. 他団体と共同で行う事業

(1) #せかい部国際交流イベント「せかいの“今”を話そう！」

官民協働留学促進キャンペーン「トビタテ！留学 JAPAN」事務局と共同し、高校生による活動「#せかい部」のオンラインイベント「せかいの“今”を話そう！」（令和3年3月28日(日)開催）の運営に携わりました。内閣府青年国際交流事業の既参加青年等に呼びかけ、高校生と交流する参加者や言語サポーターのコーディネートを行いました。

2. 内閣府等の実施する青年国際交流事業への協力

この年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、内閣府の実施する青年国際交流事業も大きな変更を強いられました。相互訪問を伴う交流は行われず、オンラインの代替事業が実施され、それらの事業を内閣府との契約により実施しました。

また、内閣府青年国際交流事業の既参加青年の活動を支援する、「青少年国際交流事業の活動充実強化における支援業務」についても内閣府と契約をし、青少年国際交流事業事後活動推進大会等の開催を行いました。

A. 内閣府の実施する青年国際交流事業への協力

(1) 国際社会青年育成事業

本事業は、日本と諸外国の青年の交流を通じて、青年相互の有効と理解を促進し、青年の国際的な視野を広げ、国際協調の精神の醸成と局再協力の実践力を向上させることにより、国際社会で指導性を発揮できる青年を育成するとともに、青年による青少年健全育成活動等への寄与を目的としています。

今年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、オンラインを活用した「国際社会青年育成事業（オンライン交流）～Glocal Youth Summit」を実施しました。

(a) オンライン交流

事前研修（日本青年のみ対象）、外国青年とのオンライン・ディスカッション交流「Glocal Youth Summit」、事後研修（日本青年のみ対象）、事業報告会（日本青年のみ対象）のいずれも Zoom 使用のオンラインで実施しました。

欧州 地域	日本参加青年 15 名・エストニア共和国参加青年 8 名・ドイツ連邦共和国参加青年 8 名 交 流：令和 3 年 1 月 3 0 日（土）・2 月 6 日(土)・2 月 13 日(土)
中南米 地域	日本参加青年 15 名・メキシコ合衆国参加青年 8 名・ドミニカ共和国参加青年 8 名 交 流：令和 3 年 2 月 1 2 日（金）・2 月 1 3 日（土）・2 月 2 1 日（日）
二地域 合同	事前研修：令和 2 年 12 月 19 日(土)・12 月 20 日(日) 事後研修：令和 3 年 2 月 2 8 日（日）

(b)報告書等

『内閣府青年国際交流事業報告書 2020 令和 2 年度国際社会青年育成事業（オンライン交流）～Glocal Youth Summit』（日本語）の編集、印刷及び発送を行いました。

また、日本・中国青年親善交流事業、日本・韓国青年親善交流事業、地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」と合同で、令和 3 年 3 月 13 日(土)にオンラインで報告会を実施しました。

(2) 日本・中国青年親善交流事業

本事業は、日本と中国の青年の交流を通じて、青年相互の友好と理解を促進し、日本の青年の国際的視野を広げ、国際協調の精神のかん養と国際協力の実践力を向上させることにより、国際社会で指導性を発揮できる青年を育成するとともに、青年による青少年育成活動等の社会貢献活動への寄与を目的としています。

今年度は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、相互訪問による交流は中止され、代替的な国際交流の場、そして新しい試みとして日本・中国青年親善交流事業「日中代表ユースフォーラム」を開催することとしました。

(a) オンライン交流

事前研修（日本青年のみ対象）、外国青年とのオンライン交流「日中代表ユースフォーラム」、事後研修（日本青年のみ対象）、事業報告会（日本・韓国青年親善交流事業と合同開催）のいずれも Zoom 使用のオンラインで実施しました。

参加者：日本参加青年 25 名・中国参加青年 25 名

実施日：事前研修 令和 2 年 11 月 15 日(日)・11 月 29 日(日)

交 流 令和 2 年 12 月 12 日(土)

事後研修 令和 2 年 12 月 20 日(日)



日本参加青年と中国参加青年の集合写真

(b)報告書等

『内閣府青年国際交流事業報告書 2020 令和 2 年度日本・韓国青年親善交流事業「日韓青年親善交流のつどい@オンライン」 日本・中国青年親善交流事業「日中代表ユースフォーラム」』（日本語）の編集、印刷及び発送を行いました。

また、国際社会青年育成事業、日本・韓国青年親善交流事業、地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」と合同で、令和 3 年 3 月 13 日(土)にオンラインで報告会を実施しました。

(3) 日本・韓国青年親善交流事業

本事業は、日本と韓国の青年の交流を通じて、青年相互の友好と理解を促進し、日本の青年の国際的視野を広げ、国際協調の精神の醸成と国際協力の実践力を向上させることにより、国際社会で指導性を発揮できる青年を育成するとともに、青年による青少年健全育成活動等の社会貢献活動への寄与を目的としています。

今年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、オンラインを活用した日本・韓国青年親善交流事業「日韓青年親善交流のつどい@オンライン」を実施しました。

(a) オンライン交流

事前研修（日本青年のみ対象）、外国青年とのオンライン交流「日韓青年親善交流のつどい@オンライン」、事後研修（日本青年のみ対象）、事業報告会（日本・中国青年親善交流事業と合同開催）のいずれも Zoom 使用のオンラインで実施しました。

参加者：日本参加青年 12 名・韓国参加青年 12 名

実施日：事前研修 令和 2 年 11 月 6 日(金)・11 月 14 日(土)

交 流 令和 2 年 11 月 21 日(土)・11 月 22 日(日)・12 月 5 日(土)

事後研修 令和 2 年 12 月 13 日(日)

(b)報告書等

『内閣府青年国際交流事業報告書 2020 令和 2 年度日本・韓国青年親善交流事業「日韓青年親善交流のつどい@オンライン」 日本・中国青年親善交流事業「日中代表ユースフォーラム」』（日本語）の編集、印刷及び発送を行いました。

また、国際社会青年育成事業、日本・中国青年親善交流事業、地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」と合同で、令和 3 年 3 月 13 日(土)にオンラインで報告会を実施しました。

(4)「東南アジア青年の船」事業

本事業は、昭和 49 年に我が国と ASEAN 加盟国との共同事業として発足したもので、参加青年が船内や訪問国で生活を共にする中で、討論、ホームステイ、地元青年との交流等様々な活動を通じて、日本及び ASEAN 諸国の青年相互の友好と相互理解を深めるとともに、国際的視野を広げ、国際化が進展する社会の各分野でリーダーシップを発揮することができる青年を育成することを目的としています。

今年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、オンラインを活用した「東南アジア青年の船」未来会議を実施しました。

(a)オンライン交流

事前研修（日本青年のみ対象）、外国青年とのオンライン交流「東南アジア青年の船」未来会議のいずれも Zoom 使用のオンラインで実施しました。会議は「次世代リーダー育成会議」と「日本・ASEAN 青年交流における「東南アジア青年の船」事業の在り方検討会議」で構成されました。前者は 9 つの分野（政策、外交、教育、グローバル企業、起業、ICT、NGO/NPO、環境・災害、インフラ）ごとに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた具体的なケーススタディについて、ファシリテーターを用いてディスカッションを行い、後者は「「東南アジア青年の船」事業の在り方提言」を行いました。



韓国青年とのオンライン交流「日韓青年親善交流のつどい@オンライン」の様子

参加者：日本参加青年 31 名・ASEAN10 か国参加青年 290 名

実施日：令和 3 年 1 月 24 日(日)・1 月 31 日(日)・2 月 7 日(日)・2 月 21 日(日)

(b)報告書等

『内閣府青年国際交流事業報告書 2020 令和 2 年度「東南アジア青年の船」未来会議』（日本語・英語）の編集、印刷及び発送を行いました。また、会議の様子をダイジェスト版でまとめた動画を編集し内閣府へ報告しました。

(5)「世界青年の船」事業

「世界青年の船」事業や国際交流に関心があり、将来的に事業への応募を検討している方を主な対象として、『「世界青年の船」その後の未来報告会～SWY WAVE～』をオンラインで全 6 回開催しました。開催にあたり対象地域を 6 つに分け、対象地域の既参加青年が登壇し、世界各国からの参加者を迎えて実施しました。

各回の SWY WAVE を通じて、「世界青年の船」事業の魅力伝えると共に、新型コロナウイルス感染症の感染状況に対応していく今後の青年国際交流や、社会問題に対するリーダーシップの在り方について、参加者も交えたワークショップやディスカッションを行いました。

(a) オンライン交流

各回のプログラムはオンラインにて約 3 時間行われ、各開催対象地域に造詣が深く国際社会で活躍している既参加青年が登壇しました。プログラム内容は主に以下の三つで実施しました。

- ①開催対象地域や対象国が直面する社会課題や地球規模課題について理解を深める「基調講演」
- ②「世界青年の船」事業の魅力を参加青年の視点で紹介する「エピソードトーク・セッション」
- ③開催対象地域の青年たちと交流できる「ブレイクアウト・セッション」



第 3 回 SWY WAVE の様子（エピソードトーク・セッションに登壇したケニア出身の既参加青年 2 人と司会進行役）

実施日及び対象地域

第 1 回	令和 2 年 11 月 28 日（土）	アジア／大洋州
第 2 回	令和 2 年 12 月 20 日（日）	南米
第 3 回	令和 3 年 1 月 16 日（土）	アフリカ
第 4 回	令和 3 年 2 月 6 日（土）	中東
第 5 回	令和 3 年 2 月 20 日（土）	欧州

第6回	令和3年3月7日(日)	北米/中米
-----	-------------	-------

(b)報告書等

『内閣府青年国際交流事業報告書 2020 令和2年度「世界青年の船」その後の未来報告会～SWY WAVE～』（日本語）の編集、印刷及び発送を行いました。

(6) 地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」

高齢者、障害者及び青少年の3分野において、内外の実務者の国際交流を実施することで、各地域で同じ課題に取り組む青年同士の交流を促し、団体の組織運営、関係機関等との連携及び人的ネットワーク形成に当たって必要となる実務能力の向上を図ることを目的としています。

(a) オンライン交流

事前研修（日本青年のみ対象）、外国青年とのオンライン・ディスカッション交流、事後研修（日本青年のみ対象）、事業報告会（国際社会青年育成事業と合同開催）のいずれも Zoom 使用のオンラインで実施しました。

高齢者分野	日本参加青年10名・オランダ参加青年7名 事前研修：令和2年12月13日(日) 交 流：令和3年1月29日(金)・令和3年1月30日(土)・ 令和3年2月7日(日)
障害者分野	日本参加青年10名・ニュージーランド参加青年10名 事前研修：令和2年12月15日(火) 交 流：令和3年2月12日(金)・令和3年2月13日(土)・ 令和3年2月21日(日)
青少年分野	日本参加青年10名・デンマーク参加青年13名 事前研修：令和2年12月14日(月) 交 流：令和3年2月5日(金)・令和3年2月6日(土)・ 令和3年2月14日(日)
三分野合同	事後研修：令和3年2月28日(日)

(b)報告書等

『内閣府青年国際交流事業報告書 2020 令和2年度地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」（オンライン交流）』（日本語）の編集、印刷及び発送を行いました。

また、国際社会青年育成事業、日本・中国青年親善交流事業、日本・韓国青年親善交流事業と合同で、令和3年3月13日(土)にオンラインで報告会を実施しました。

(7) 青少年国際交流事業の活動充実強化における支援業務

内閣府青年国際交流事業の既参加青年等による活動をいっそう充実させることを目的に、各種の事業を行った。この年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、多くの変更を強いられることになりましたが、オンラインを活用することで、新たな業務形態を見いだすこともできました。

(a) 青少年国際交流を考える集い(ブロック大会)の開催

全国の8ブロックにおいて、内閣府及び地方公共団体が行う青少年国際交流事業の既参加青少年、国際交流に関心のある青少年等が、事後活動に関する情報交換や地域、職域の特色をいかした事後活動について意見交換を行うことにより、地域における既参加青少年等のネットワークを強化し、国際交流活動や青少年の育成活動を活性化させることを目的に、令和2年度は次のとおり開催しました。

ブロック	開催県	方式	月日
北海道・東北ブロック	福島県	オンライン	令和2年8月22日(土)
関東ブロック	神奈川県	オンライン	令和3年1月23日(土)
北信越ブロック	石川県	中止	令和3年3月7日(日)
東海ブロック	静岡県	オンライン	令和2年10月4日(日)
近畿ブロック	奈良県	中止	令和3年2月13日(土)
中国ブロック	広島県	オンライン	令和3年1月16日(土)
四国ブロック	高知県	中止	令和3年2月6日(土)
九州ブロック	熊本県	オンライン	令和2年12月5日(土)

※ 新型コロナウイルス感染症の状況によりオンライン開催

※ オンライン開催ができなかった県については中止、関係者連絡会議のみオンライン開催

(b) 青少年国際交流事業事後活動推進大会の開催

全国から内閣府及び地方公共団体等が行う青少年国際交流事業の既参加青少年等が集まり、各地域における事後活動の推進状況を報告するとともに、既参加青少年間の全国的なネットワークの構築など事後活動を更に充実させるための方策について積極的に意見交換を行うものです。

実施日：令和2年12月5日(土)

内容：既参加青少年相互の交流と研さんを図り、今後の国際交流活動及び地域社会における諸活動の推進に貢献するため、熊本県（オンライン）で開催し、全国から137名が参加しました。なお、この大会は日本青年国際交流機構第36回全国大会と当センターの主催する第27回青少年国際交流全国フォーラムとを併せて開催されたものです。(九州ブロック大会と同時開催)

(c) 青年国際交流事業事後活動推進全国代表者会議の開催

内閣府青年国際交流事業の説明及び日本青年国際交流機構の活動状況に関する報告と、その活動を踏まえた情報交換並びに国際交流及び国際親善についての意見交換を行い、国際交流活動や青少年育成活動を活性化することを目的として、日本青年国際交流機構役員及び都道府県青年国際

交流機構代表者の出席のもとオンラインで行いました。

実施日：令和2年12月5日(土)・令和3年2月27日(土)

(d)内閣府青年国際交流事業説明会の実施

内閣府が実施する青年国際交流事業の概要説明や既参加青年が体験談等を報告する事業説明会を令和2年11月26日～令和3年3月10日に6回実施しました。実施に当たっては、既参加青年の協力を得て、事業参加を通じて得た知識や経験、事業の本質や参加することの意義や価値を来場者に直接伝えてもらいました。

(e)メールマガジンによる情報発信に係る原稿作成、事後活動年次概要・資料集及び募集広報用冊子の作成・発送

項目	内容
メールマガジン	内閣府青年国際交流事業並びに既参加青年の地域における事後活動状況等を紹介したメールマガジンを11本作成および校正した。
青年国際交流事業事後活動年次概要・資料集	内閣府青年国際交流事業の概要、歴史、実績及び参加青年の事後活動を紹介した「令和元年度青年国際交流事業事後活動年次概要・資料集」を編集及び印刷し、関係箇所に発送した。
内閣府青年国際交流事業参加青年募集広報用冊子	内閣府青年国際交流事業の募集広報用冊子の原稿を作成及び印刷を行った。

(f)既参加日本青年フォローアップ調査の実施

内閣府青年国際交流事業既参加青年の事後活動に関する意識調査を実施しました。調査事項は、青年国際交流事業への参加による意識の変化、青年国際交流事業参加の成果、成果の社会への還元方法、青年国際交流事業の在り方、事業終了後の既参加青年のネットワークへの参加の程度で、ウェブ上で回答する方法を用い、回収及び集計を行いました。

調査対象：平成27年度及び令和元年度内閣府青年国際交流事業既参加日本青年528名

調査期間：令和2年12月25日(金)～令和3年1月25日(月)

(8) その他

(a) 令和元年度「世界青年の船」事業報告会

令和元年度「世界青年の船」事業の帰国報告会を6月7日(日)にオンラインにて開催しました。本報告会では、令和元年度事業に参加した日本参加青年からなる実行委員会が中心となり企画運営

を行いました。プログラムは約 3 時間にわたり、日本参加青年による「世界青年の船」事業の概要紹介や研修内容に関する発表、複数の参加青年が研修を振り返り語るパネルディスカッション等が実施されました。またオンラインという環境を活かし英国やニュージーランドと中継を結び、例年の報告会とは異なる外国参加青年にインタビューを行うセッションも実施されました。本報告会全体を通して国内と海外を含め 300 人を超える視聴者が視聴しました。

(b) 内閣府青年国際交流事業既参加青年へのアンケート調査

内閣府青年国際交流事業既参加青年に対する事業参加の影響や現在の職業、活動などを聞くアンケート調査を行いました。メールや SNS など多様な方法を用いて、国内外の既参加青年に呼びかけ、ウェブ上で回答する方法を用い、回収及び集計を行いました。

調査対象：青年国際交流事業に参加した日本既参加青年（最大 15,000 名程度）

「東南アジア青年の船事業」「世界青年の船事業」に参加した外国既参加青年（最大 16,000 名程度）

調査期間：令和 2 年 9 月 14 日(月)～10 月 5 日(月)

(c) 内閣府青年国際交流事業既参加日本青年インタビュー調査

内閣府青年国際交流事業既参加青年に対する事業参加の影響や現在の職業、事後活動などを詳しく聞くインタビュー調査を行いました。対象者 30 名にオンラインでインタビューを行い、まとめました。

調査対象：平成 22 年度から令和元年度に実施された内閣府青年国際交流事業の既参加青年 30 名

調査期間：令和 2 年 12 月～2 月にかけて実施

(d) 「東南アジア青年の船」事業関係各国連絡会議の運営

令和 3 年 3 月 22 日(月)にオンラインで行われた、令和 3 年度「東南アジア青年の船」事業(第 47 回)に係る関係各国連絡会議の運営を行いました。内閣府および ASEAN 加盟国 10 か国の政府代表者間で令和 3 年度の実施について事業内容等が検討されました。当センターは会議計画の作成、資料作成、オンライン設備の準備等の運営支援を行い、議事録を作成し提出しました。

参加国：日本・ブルネイ・カンボジア・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイ・ベトナム

B. 他団体への国際交流事業への協力

(1) 新型コロナウイルス感染症が広がりマスク不足の状況にあった令和 3 年 5 月に、中華人民共和国

駐日本国大使館からいただいたマスクを社会福祉法人江東園に寄贈しました。

- (2) 北京市人民对外友好協会からの依頼を受け、「北京国際民間友好フォーラム」（令和 2 年 9 月 2 日(水)開催）への参加者派遣に協力し、7 名が参加しました。
- (3) 北京市人民对外友好協会からの依頼を受け、「一帯一路国際青年イノベーション・起業フォーラム」（令和 2 年 9 月 5 日(土)開催）への参加者派遣に協力し、12 名が参加しました。
- (4) 日本中国友好協会の依頼を受け、中華全国青年連合会主催「アジア・アフリカ青年の歌」の募集に協力し、2 組が応募しました。
- (5) 日中合作映画「陶王子 2 万年の旅」上映後トークショー（令和 3 年 1 月 5 日(火)開催）に職員を派遣し、運営に協力しました。
- (6) 公益社団法人日本中国友好協会会報「日本と中国」記事作成に協力しました。

青少年国際交流に関する啓発及び研修の概況

A. 第 27 回青少年国際交流全国フォーラム

全国各地で国際交流活動に携わる指導者及び青年を対象に、学識経験者の講演及び各地域における青少年国際交流活動に関する事例発表、討論等を行うもので、本年度も内閣府の青少年国際交流事業事後活動推進大会及び日本青年国際交流機構の第 36 回全国大会熊本大会とともに、令和 2 年 12 月 5 日にオンラインで開催し、参加者 137 名を得ました。

【内容】

1. 基調講演

「熊本生まれ、世界育ち。～7 坪 8 席で創業した味千ラーメンの挑戦～」をテーマに味千拉麺チェーン本部重光産業株式会社代表取締役副社長 重光悦枝氏による基調講演を行いました。

2. 分科会

開催地の特色ある事業や国際交流、青少年育成、地域活性化に係る 4 つの分科会を開きました。

B. 団体会員のブロック大会(青少年国際交流を考える集い)

内閣府青年国際交流事業の既参加者の地域における活動の活性化を主な目的として、ブロック大会(青少年国際交流を考える集い)を日本青年国際交流機構と共催しました。(令和 2 年 8 月～令和 3 年 1 月)

C. 内閣府青年国際交流事業報告会

国際社会青年育成事業、日本・中国青年親善交流事業、日本・韓国青年親善交流事業、地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」と合同で、令和3年3月13日(土)にオンラインで報告会を実施しました。

3. 青少年国際交流に関する出版物の刊行及び広報活動の概況

A. 機関誌の刊行

国内及び海外における青少年国際交流活動の紹介などを中心とした内容の情報誌である「MACROCOSM」を年1回(A4版)刊行しました。129号は12,500部を発行し、関係箇所に配布するとともに、ホームページ上にも公開し、広く閲覧ができるようにしました。

B. 年報の刊行

平成30年度における内閣府青年国際交流事業及びこれに参加した青年による国際交流活動等の概要、青少年国際交流に関する情報や資料を収集、整理した「令和元年度年報 青年国際交流事業と事業参加者の事後活動」をPDF版にて作成しました。

C. ホームページの更新・オンラインメディアの活用

当センターのホームページを随時更新し、団体概要及び事業内容、募集案内等を広く公開しました。合わせて、Facebook、Instagram等のSNSを活用し、事業の広報、参加者募集の呼びかけなどを行いました。

D. 一般財団法人青少年国際交流推進センターパンフレットの配布

当センターの事業内容を紹介したパンフレットを広く配布しました。

青少年国際交流に関する情報収集及び調査研究の概況

A. 青少年国際交流事業に関する情報収集

内閣府の実施した青年国際交流事業の既参加青年等の名簿の整備を行いました。

B. 青少年国際交流に関する調査研究

内閣府の実施した青年国際交流事業の既参加青年のその後の活躍状況について、日本青年国際交流機構の都道府県における各組織並びに「東南アジア青年の船」事業及び「世界青年の船」事業の事後活動組織を通じて調査を行いました。

4. 青少年国際交流に関する支援・コンサルティング等の概況

A. 活動奨励金等の交付

都道府県団体会員の地域における国際交流活動の一層の活性化を図ることを目的に、活動奨励金交付要領に基づき、令和 2 年度は、22 都道府県の団体会員に対し 45 件 68 万円の活動奨励金を交付しました。

また、ブロック会議等における県外報告者の旅費（今年度は該当なし）及び外国青年の参加費の補助として、ブロック会議等に対する補助金の交付要領に基づき、広島県の団体会員に対し 2,000 円の補助金を交付しました。

B. コンサルティング事業等

(1) ドイツの青少年国際交流団体である IJAB が世界の青少年教育に携わる人々にオンラインでコロナ禍の状況をインタビューする「AT HOME AROUND THE WORLD」で、森住直俊氏（令和元年度地域コアリーダープログラム参加青年）と本田温子事務局長が出演しました。

(2) サステナビリティ経営と SDGs をテーマにした雑誌「オルタナ」より、多様化する日本社会で暮らすムスリムが暮らす上での課題について取材したいとの依頼があり、「イスラームを知ろう！」セミナーの共催の宗教学者日本ムスリム協会を紹介するとともに取材のコーディネートを行いました。取材は、令和 3 年 1 月 27 日(水)にオンラインで行われ、職員 3 名が同席しました。

5. その他

A. トビタテ！留学 JAPAN 受付センター業務

2014 年に始まった官民協働留学支援プログラムである「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」の受付センター業務を独立行政法人日本学生支援機構から受託し、令和 2 年 12 月より運営を始めました。本プログラムは、高校生、大学生等への留学を奨学金で支援するもので、その受付業務を行うことで海外に関心を持つ青年の学びを支援することにつながっています。

5. 令和2年度活動奨励金交付の実績と活動報告

一般財団法人青少年国際交流推進センターは、当センターの団体会員である都道府県の青年国際交流機構（IYEO）に対し、申請に基づいて、活動奨励金を交付しています。1994年の当センター設立時に、団体会員の制度が整えられました。各都道府県 IYEO は団体会員となり、その会長と IYEO 本部役員は、当センターの推進委員として、密接な連携の下に青少年国際交流の推進に努めています。活動奨励金制度も各地での国際交流の一助として活用されています。2020年度はオンラインによる創意工夫を凝らした活動が全国で展開されました。昨年度のうち、特色のある活動を紹介します。

■茨城県 IYEO

事業名	海外気分を味わおう
日時	12月6日(日)13:00～15:00
参加者	10名(申込13名)
講師	勝田茜氏「ドイツで働くまで、働いてみて ～ドイツ国際平和村での活動を通して～」 橋本紗弥佳氏「イタリアで得た学び ～地域コアリーダープログラムへの参加を通して～」 細田絢音氏「私がタイ・ラオスで感じたこと・感じること」 堀越輝子氏「中国の食とカナダ-30℃の世界」
内容	今は世界中で感染症の影響があり、海外に行くことも狭まっているため、海外での経験談や体験談を聞き、写真等を見ることで海外へ行った気分を味わいました。自粛によりコミュニケーション不足に陥りやすい状況ですが、今回の開催を通して、共通の趣味を持っている仲間と話に花を咲かせることができました。内閣府事業の既参加青年の講師4名の海外の経験談を聞いた後、グループに分かれて各々の海外体験談や行ってみたい国などについて話し合いました。

■福岡県 IYEO

事業名	ボーダレスハウス×福岡県 IYEO ～Career Next～ （「キャリア」をテーマとしたイベント）
日時	11月29日（日）13:00～16:00
参加者	21名
内容	IYEO 運営委員のサポートにより企画運営し、「ボーダレスハウス」という会社とタイアップする初の試み。「ボーダレスハウス」は多国籍シェアハウスを提供しているソーシャルビジネスの会社です。国際交流に興味がある20代を中心とした青年を対象とし、多文化共生社会を目指すなど、内閣府青年国際交流事業や IYEO の活動と共通する部分があります。元福岡県 IYEO 会員で、ボーダレスグループの広報担当者に紹介してもらいました。イベント内容は、5名のパネラーが「日々大切にしている価値観」などのテーマでパネルディスカッションを行った後、キャリアについて各自の考えを深めることを目的に四つの質問に対し、個人で考えたり、グループや全体でシェアしたりしました。

